

令和 2 年 第 2 回 七 戸 町 議 会 定 例 会
会 議 録 （ 第 3 号 ）

令和 2 年 6 月 5 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町一般会計補正予算(第 8 号)) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)) |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第 2 号)) |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)) |
| 日程第 8 | 報告第 8 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)) |
| 日程第 9 | 報告第 9 号 | 専決処分事項の報告について
(令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第 5 号)) |
| 日程第 10 | 報告第 10 号 | 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 日程第 11 | 報告第 11 号 | 専決処分事項の報告について
(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 12 | 報告第 12 号 | 専決処分事項の報告について |

		(令和２年度七戸町一般会計補正予算（第１号）)
日程第１３	報告第１３号	専決処分事項の報告について
		(令和２年度七戸町一般会計補正予算（第２号）)
日程第１４	報告第１４号	専決処分事項の報告について
		(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
日程第１５	議案第４６号	七戸町景観条例の制定について
日程第１６	議案第４７号	七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第４８号	七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第１８	議案第４９号	七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第１９	議案第５０号	七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第２０	議案第５１号	工事請負契約の締結について (荒熊内地区造成工事（第３工区）)
日程第２１	議案第５２号	物品購入契約の締結について (消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）購入)
日程第２２	議案第５３号	物品購入契約の締結について (除雪ロータリ（２．６ｍ級）交換購入)
日程第２３	議案第５４号	物品購入契約の締結について (七戸町コミュニティバス交換購入（中型バス）)
日程第２４	議案第５５号	物品購入契約の締結について (スクールバス交換購入)
日程第２５	議案第３９号	令和２年度七戸町一般会計補正予算（第３号）
日程第２６	議案第４０号	令和２年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第１ 号）
日程第２７	議案第４１号	令和２年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１ 号）
日程第２８	議案第４２号	令和２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第２９	議案第４３号	令和２年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１ 号）
日程第３０	議案第４４号	令和２年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 １号）
日程第３１	議案第４５号	令和２年度七戸町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第３２	議案第５６号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて
日程第３３	議案第５７号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて

日程第 3 4	議案第 5 8 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3 5	議案第 5 9 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3 6	議案第 6 0 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3 7	議案第 6 1 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3 8	議案第 6 2 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 3 9	議案第 6 3 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 0	議案第 6 4 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 1	議案第 6 5 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 2	議案第 6 6 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 3	議案第 6 7 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 4	議案第 6 8 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 5	議案第 6 9 号	七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 4 6	報告第 1 5 号	令和元年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4 7	報告第 1 6 号	令和元年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 4 8	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 4 9	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 5 0	陳情第 2 号	免税軽油制度の継続を求める陳情書
日程第 5 1	発議第 3 号	七戸町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 2	発議第 4 号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
日程第 5 3		議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（１６名）

議 長	１６番	瀬 川 左 一 君	副議長	１５番	盛 田 惠津子 君
	１番	中 野 正 章 君		２番	山 本 泰 二 君
	３番	向中野 幸 八 君		４番	二ツ森 英 樹 君
	５番	小 坂 義 貞 君		６番	澤 田 公 勇 君
	７番	呷 清 悦 君		８番	岡 村 茂 雄 君
	９番	附 田 俊 仁 君		１０番	佐々木 寿 夫 君
	１１番	田 嶋 輝 雄 君		１２番	三 上 正 二 君
	１３番	田 島 政 義 君		１４番	白 石 洋 君

○欠席議員（０名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	高 坂 信 一 君
総 務 課 長	中 野 昭 弘 君	支 所 長 (兼庶務課長)	小 山 彦 逸 君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田 嶋 邦 貴 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君
会 計 管 理 者 (兼会計課長)	原 田 秋 夫 君	税 務 課 長	附 田 敬 吾 君
町 民 課 長	原 子 保 幸 君	社会生活課長	澤 山 晶 男 君
健康福祉課長	井 上 健 君	商工観光課長	附 田 良 亮 君
農 林 課 長	鳥谷部 勉 君	建 設 課 長	氣 田 雅 之 君
上下水道課長	仁 和 圭 昭 君	教 育 長	附 田 道 大 君
学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田 中 健 一 君
世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	天 間 孝 栄 君	事 務 局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） 日程に入る前に皆様にお伺いたします。

6月2日の一般質問について、7番議員舩清悦君の発言の中で、一般質問の通告内容が具体性に欠けていたので、今後は、具体的な内容で通告書を作成するとの申し出がありました。また、第三セクターの内容に踏み込み過ぎた発言があり、その部分について発言の取り消しについて、本人より申し出がありました。

よって、議事録で内容を確認したところ、議長判断によりその部分につきまして、会議規則第64条の規定により本人の申し出のとおり取り消したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） それでは内容の一部取り消しについては、議長に一任させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和2年第2回七戸町議会定例会は成立しました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解

及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第２ 報告第２号

○議長（瀬川左一君） 日程第２ 報告第２号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町一般会計補正予算（第８号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

１３ページ、１款１項１目個人から１８ページ、１４款３項２目民生費委託金まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、１８ページ、１５款１項１目民生費負担金から２３ページ、２１款１項５目衛生債まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 歳出に入ります。

２４ページ、１款１項１目議会費から３２ページ、２款６項１目監査委員費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、３２ページ、３款１項１目社会福祉総務費から３７ページ、５款１項１目労働諸費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、３７ページ、６款１項１目農業委員会費から４２ページ、７款１項７目公園管理費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、４３ページ、８款１項１目土木総務費から４９ページ、１０款３項３目学校建設費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、４９ページ、１０款４項１目社会教育総務費から５６ページ、１３款２項１２目庁舎建設基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 報告第4号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 報告第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 報告第5号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） おはようございます。

歳入歳出の動きはないのですが、歳入の財源組替えということなのですけれども、これを見ると単純に利用者の数が減った、もしくは、その利用の制度か何かが変わって、基金からの繰り入れという形になったのか内容を教えてください。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

こちらのほうは、予算編成のときと給付費等が大きく変わりますので、それによって組替えで基金を繰り入れしています。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） ということは、単純にその予算を組むときに、見込みが相当ずれていったということですか。

基金について、全体で幾らになっているのか、あと、これは元年の予算に対する補正なのですけれども、2年度の予算書では、その問題は解決されているか、その2点。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

予算を組むときには、大まかな見込みでやっているもので、それが全て解消されるとは思っていません。

基金については、残高が持ち合わせの資料にありませんので、後で報告したいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員、いいですか。

○9番（附田俊仁君） はい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） いまの課長の答弁は不適當なので、大体でも大まかでもいいので、答弁するときは計算した上で予算を組んでいますと言わないと、全ての課が全部大ま

かでやっているとなるから、あれは直していただきたい。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

予算を精査した上でやっていましたけれども、最後の精算の部分で変更が出たので、組替えて予算を行っています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） ただいまの課長の答弁ですが、大体とか大ざっぱとか、そういった答弁の仕方はないということ。全部の課が大ざっぱとか大体にやって、決裁になり、何かした時点で、今回は余ったからあれですが、では足りない時はどうするのか。そういう問題も出てくるから、答弁の仕方については。確かに課長が代わったばかりなので、内容についてはよくわからない面もあると思うのです、掌握できない部分があると思うのですが。それにしても、やはり課長としての答弁は、これは田島議員からも言われたように、訂正するなり削除するなりしてもらわないとまずいと思います。議長、その辺の扱いについては、それなりにしていただきたいと思いますが、いかがですか。議長、いかがですか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） 訂正いたします。

新年度予算においても、誤差が大きくならないようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 議長判断で行いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 報告第6号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

13番議員。

○13番（田島政義君） 歳出の1款1目の霊園管理費に関連して。今、我々のこの町内や町の中の町内会は集会所がないわけです。それで前に、霊園を今、特に私の東大町の場合は霊園を借りて、管理棟で集会をやっているのですが。そのときに、今、前の幼稚園の跡地を町がどのような、何か図書館として利用することは危険個所ということであり、予算は組んでいなかったのですが、そういう場合、町内会、町の中の町内会に、公民館も古いし、七戸の公民館は。もし、使えるのであれば、川のそばが危険個所ということで図書館として利用できないのであれば、そういう集会所に使えるのかどうか。その辺、町長から。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 答えたいします。

今、タイミング的に、ちょっと早いのでありまして。実は、この後、一般会計補正予算、これに実は、旧幼稚園を図書館にするという事業の組替えがあります。そちらを決めてからでないと、決まる前に答弁は。おっしゃる意味は分かります。それが終わった時点で、その辺について改めてお答えをしたいと思います。

○13番（田島政義君） 分かりました。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第6号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第7号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 報告第7号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第8号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 報告第8号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第8号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第9 報告第9号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 報告第9号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第10 報告第10号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 報告第10号専決処分事項の報告について（七戸町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号専決処分事項の報告について（七戸町税条例等の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第11 報告第11号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 報告第11号専決処分事項の報告について（七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号専決処分事項の報告について（七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第12 報告第12号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 報告第12号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第13 報告第13号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 報告第13号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 歳出の2款18目18節ですが、これが特別定額給付金に当たる

ものだと思いますけれども、今現在、どの程度給付が行なわれているか、分かりましたら教えてください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

現在6月8日、来週月曜日までの振込分までの作業が決定してございます。その数値についてお知らせいたします。

件数として6,393件、つまり、6,393世帯ということになります。率にいたしますと92.8%。金額で申しますと14億5,870万円。率にいたしますと95.184%という状況になってございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） おおむね順調に給付されていると思いますけれども、残りの方々がどういうことで給付されていないのか、そこまで把握できていないのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） まだ申請途中でございまして、どういう理由で申請が遅れているかというところは把握できてございませんが、今後、その申請をまだされていない方々に対しましては、手紙等を送付して早く申請していただくようお知らせする予定としております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号専決処分事項の報告について（令和2年度七戸町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第14 報告第14号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第15 議案第46号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 議案第46号七戸町景観条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第46号七戸町景観条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第47号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 議案第47号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第48号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議案第48号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第49号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第49号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 1ページめくって、3のところで、「起算して1年6月」と「6ヶ月」という「ケ」が抜けているのではないですか。そこのところチェックしてください。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらのほう、「6月」というのは法令用語で「ケ」はつきませんので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第50号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 議案第50号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第51号

○議長（瀬川左一君） 日程第20 議案第51号工事請負契約の締結について（荒熊内

地区造成工事（第3工区）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1 番議員。

○1 番（中野正章君） 私は、これまでこの荒熊内地区関係について、将来の町の財政が心配だということで、数度質問してきました。

その中で、財政シミュレーションに従えば何とかとの回答があり、それなりに了承というか、納得をした部分もありましたが、やはり、このコロナ禍による世情を見ると、将来的に町の財政はかなり逼迫する可能性が大きくなったのではないかという気がしております。

これは、この間も聞いたわけですが、それについて町長は、恐らく大丈夫ではという答弁をしました。もう一度お聞きいたします。聞いてもよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

荒熊内地区の開発計画を初めとする町の今後5年間の大規模な建設事業については、議員の皆様にもこれまでも何度か説明をまいりました。その中においては、財政シミュレーション等も示した上で、大丈夫であるというところに変わりはございません。

それで、今の質問にあったコロナ関係の歳出が大きくなっているのも、さらに厳しい状況になるのではないかという御指摘ですが、今回の6月補正において、コロナ関連予算での町の一般財源、主に財政調整基金になるのですが、その金額については6,938万9,000円を計上しております。それ以外にも国庫補助17億円、県補助1,500万円等々とあるのですが、今後の状況において、財政調整基金のさらなる繰り入れの可能性は残しつつも、それによつての大きな影響はないものと判断しております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） それに対する私の意見は、討論で述べたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 1 2 番議員。

○1 2 番（三上正二君） 議長、議会会議規則の中に、一時不再議という言葉があります。それは、どういう形でどの辺までを指すのか教えてください。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

1 番議員。

○1 番（中野正章君） 私は、この荒熊内地区造成工事の議案に対して、反対します。

理由は、国に7割、8割依存している事業であることと、国は100年に一度の国難であると言ってます。コロナ禍は、現在進行中であり、その被害はまだまだこれからであり、1年後、2年後がどうなるかはつきり言える人はいません。

こういう中で、計画どおりに進めるということであれば借金だけが確定します。これでは、町が将来、財政難になる可能性は、甚だ大きいと考えます。

よって、この荒熊内地区造成工事の計画の議案に反対します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 次に、賛成討論はありませんか。

7 番議員。

○7 番（听 清悦君） 私は、提案された議案には賛成です。

ただ、1 番議員が反対した気持ちもよく分かります。その意味で、一般質問で将来の財政がなるべく不安がない方法を、今現在考えておくべきではないかと、私の考えを述べました。

町長の答弁でもありました、国は国債を発行して、日銀に買受けさせることができる、それから、私も発言しました、日本政府には通貨の発行権がある。財務省のホームページの外国格付会社宛意見書要旨の一部、（1）だけ紹介します、「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。デフォルトとして如何なる事態を想定しているのか。」とあるように、日本は世界の中でも財政は一番問題がなく、むしろ外国に貸付けしている金額が一番あります。町も地方交付税で、国の財源に依存している部分が多く、結果的に町の財政がどうなるかは、日本政府の財政がどうなるかに関連してくるところがあると思っています。企業の倒産・廃業も、日本政府が全て倒産させないように財政的な支援をしようと思えば可能ですけれども、100%助けなければならないかという、それもまた別な問題があるので、ある程度はやむを得ないと思っています。

私は、市町村の財政は、絶対の金額とか数値よりも、ほかの自治体と比べて、相対的に安心できる位置にあればいいと思っています。

ですから、全国の自治体が全て財政が厳しいとなれば、そこを日本政府がどうするか、国として考えるべき問題だと思っています。

以上のことから、町の財政は、日本政府の考えも大きな要素だと私は思っていますので、将来の町の財政については特に心配していませんので、この議案については賛成です。

以上で終わります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

これより、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬川左一君) お座りください。

起立多数です。したがって、議案第51号工事請負契約の締結について(荒熊内地区造成工事(第3工区))は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

健康福祉課長より答弁漏れがありますので、答弁させていただきます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(井上 健君) お答えします。

先ほど、手元になくて大変失礼いたしました。

令和2年3月31日現在の介護保険料の基金残高は、4,456万4,296円でございます。

以上でございます。

○日程第21 議案第52号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 議案第52号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行いません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５２号物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）購入）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２２ 議案第５３号

○議長（瀬川左一君） 日程第２２ 議案第５３号物品購入契約の締結について（除雪ロータリ（２．６ｍ級）交換購入）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

１２番議員。

○１２番（三上正二君） 建設課になりますが、去年の除雪の出動回数は何回でしたか。というのは、このようにやるのはいいけれど、だんだん暖冬とかで、出動回数が少なくなっているのではないかと思うのですが。これに反対ということではないです。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、出動回数は、今、手持ち資料がございません。後ほど回答いたしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５３号物品購入契約の締結について（除雪ロータリ（２．６ｍ級）交換購入）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２３ 議案第５４号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第２３ 議案第５４号物品購入契約の締結について（七戸町コミュニティバス交換購入（中型バス））を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号物品購入契約の締結について（七戸町コミュニティバス交換購入（中型バス））は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第55号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第24 議案第55号物品購入契約の締結について（スクールバス交換購入）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） スクールバス交換購入ということで、これは増車するということですか。もし、増車ということでしたら、その理由は。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今回は1台、初年度登録が平成10年3月、走行距離は41万キロとかなり走っているバスを新たなバスに更新するものであります。児童・生徒の安全等を考え、老朽がひどく、修繕料等も毎年かさむバスを、今回、新規に買換えということで購入するものです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 買換えということで、下取りはあったのか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

下取価格ですが、金額について今、手元に資料がございませんが、数万円ということで、下取価格のほうも見ていただいております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 昨日、高校の後援会の理事会がありました。そのときに学校側から話をされたのは、予算的に、今年は多分経費が多くかかると。というのは、今のコロナの関係で、密を避けるために、今までは1台で行っている人数を分散して、少人数に

して2台使うことがあり得るという話があったのです。スクールバスも、コミュニティバスも、乗車率、例えば半分なのか、3分の1、80%なのか、もし積算資料があったら教えてください。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えします。

スクールバスにつきましては、小・中合わせて8系統で経路のほうを走っておりますが、各個々の乗車率、混み具合、そこらは詳しい資料を見なければお答えできません。やはり定員ぎりぎりで行っているバスも一、二台あります、そういったバスにつきましては、常に窓を開けて換気をして、また、乗車する際には児童・生徒に手の消毒をして現在は増やすということは考えておりません。換気等を十分に行いスクールバスのほうを運行しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 教育長なのか町長なのかぎりぎりの形というのは、どうかかと。これは、何か考えなければならないのでは。今、窓を開けてやっているとか、言ってきましたが。やはり満員で乗っているバスがあるというのは、問題ではないですか。何もなければ、いいのだけでも。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

三上議員おっしゃるとおり、3密に関して言われると、こちらではお答えできないという状況で、運行しているということになります。

しかしながら、今、課長が話したように、現在、家を出るときにまず体温を測る。それからマスク、そして消毒、そういう日常のことをきっちりした上で運行していますので、厳密、今の社会ルールであれば、バスを増やさなければならないような状況になるかと思えますけれども、もう一度考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 町長、お金がかかるけれど、一過性ものだから。来月になれば、コロナウイルスがなくなるということは考えられない。とすれば、バスを買えないとしても、例えば、十和田観光電鉄でもいいので、この1か月間とか、全路線ではないと思うので、そのところだけ、何とか考える必要があるのではないか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これから暑い時期に入ってくることもあって、窓を開けるのはいいのでしょうけれども、考えられるのは、第2波、第3波、ひょっとすればあるかもしれない。

そうなったときは、やはり密を避けるという意味で、今、議員がおっしゃったとおり、

バスをチャーターする、あるいはまた、これからさらに購入、こういったものも十分検討していかなければならないと考えています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号物品購入契約の締結について（スクールバス交換購入）は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第39号

○議長（瀬川左一君） 日程第25 議案第39号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行ないます。

歳入から行ないます。

8ページから10ページまで、歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 歳出に入ります。

11ページ、1款1項1目議会費から17ページ、2款5項1目統計調査総務費まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 15ページ、新型コロナウイルス感染対策費の18目18節、七戸町飲食店等支援臨時給付金2,500万円とありますが、これは2回目の補正なのですが、1回目の補正では飲食店等支援されているのですが、ここで出している七戸町飲食店等支援臨時給付金というのは、どのような業種を対象にしているのか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今回対象を広げる範囲の主なものは、小売店でございます。食料品を初めとして、衣食住に絡む商品を販売している事業主、事業者全て対象に入れてあります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 小売店、衣食住に関するものを小売りとしているところを対象にしているということですが、町の事業者の中には、衣食住に関する物品ではなくて、サービスを提供している業者もあるわけです。例えば、整骨院とかがあるのですが、やはり今のコロナウイルスで非常に打撃を受けています。

それで、先ほど課長が飲食店、衣食住に関する小売店と言いましたが、さらにそれを拡充してサービス業とかまで拡充する考えはないのか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、商品ではなくてサービスを提供する商売というものもあります。今、話しに出たあん摩、整骨院関係、そういった業種に広げるとなると、次は、いわゆる学習塾、ピアノ教室、英会話教室、こういった方たちも大分被害があったと聞いております。それから、サービスの提供という意味では、理容・美容業の方もあります。そういったサービスを提供する方たちの店舗数を試算しましたら、約90店舗となります。

ですので、今の予算計上しているトータル3,500万円の実績、あるいは国の2次補正の内容、そういったことを考慮しながら、次の対策というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 今の10番議員の発言と同じところですが、先般、昨日の東奥日報の一面に、林業の方々の苦境という記事が出ていました。農林課長、どうですか、その林業についての現状、全然木が動いていないという業者方の話ですけれども、そのことについて御存じですか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

現在、伐採届等の届け出を行なう林業者等からは、そういう話は今のところ聞こえてきておりません。

ただ、議員おっしゃるとおり、そういう事情があれば、今、国では農林業についても、補正案件で検討中で、新たな施策を出すという話は聞いておりますので、その中身を見ながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 町長、そこで、今、小売店とか、直接お店に対しての検討を考えて、町で動いているわけですが、実際は産業全体でコロナウイルスの影響を受けているので、その辺も十分にこれから施策を練って、考えていただければと思いますが。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、林業のお話がありました。薬のことも出ました。ですから、全般的に町経済、あるいは事業者の方々への影響というのは、いろいろあっています。今は、林業のお話ですが、農業の関係、これも業種によっては牛肉が売れないとか、当然今度は子牛の値段にも何か影響が出てきているということもあります。

ですから、今、商工観光課長が言いました、国の2次補正、これに期待する部分がかなり大きいところです。そして、店舗を構えてサービスを売っている、提供している業種についても、町経済を上げてもらう意味もありますので、何としても支援の対象にして、町経済その向上につなげていきたいと思います。

いずれ、補正が出てくるような報道もありますので、期待をして、次につなげたいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費から23ページ、8款5項1目住宅管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、23ページ10款1項2目事務局費から28ページ、13款1項6目水道事業会計操出金まで、発言を許します。

13番議員。

○13番（田島政義君） 先ほどは、どうも失礼しました。

26ページ、中央図書館費のところの委託料のところ、ここで七戸中央図書館移転改修工事設計監理業務のところ、減額になっているわけですが。そこで、先ほどお話しした、町の中のそういうものについての考え方を示していただきたい。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町なかのいわゆる旧幼稚園跡地ということですが、新年度の予算で図書館を旧幼稚園に移すということで、そのことに向けて進めてきましたが、その辺の事情を中央図書館長から若干そのいきさつ、なんでこうなったのか。そうすると、その場所が空くということになりますので。

○議長（瀬川左一君） 中央図書館長。

○中央図書館長（高田美由紀君） お答えいたします。

当初予算で、旧幼稚園に図書館を移転改修という方向で進んでおりましたが、企画調整課で現在策定している立地適正化計画の中で、その移転場所が浸水被害だけではなく、倒壊地域に指定されるということから、そういう場所に公共施設を移すことは適正ではないのではないかという話になり、今、また再調整に入ったところでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君）　そこで旧幼稚園ですけれども、そうするともう公式な公共施設としての活用はだめということになりました。

あそこもなかなか用途はないということになります。もちろん、千年に1回の洪水とか、そういったときは危ないということですが、耐震ももちろん問題なしで、そのまま閉鎖して電気を止めてと、これももったいないと思っています。七戸地区、特に町なかの町内会は、集会所を持たない町内がかなりあります。

そこで、必要とする町内の皆さんにあそこを調整しながら使ってもらったらいと思っています。お聞きした東大町町内会は、霊園の事務所、あそこを今まで使っているということもあります。ちょっと遠いかもしれませんが、非常に環境的にはいいと思ひまして。今後、そういう町内を実は募って、有効に活用してもらいましょうと。そういう利用であれば、私は可能であると思っています。その辺は、今後、担当課、いわゆる財政課もお金がかかると言いますが、これも必要なことでありますので、そういう利用を考えております。

○議長（瀬川左一君）　13番議員。

○13番（田島政義君）　町の中には分館というのは、ないのです。

ですから、今、町長が言うのであれば、そういうものを作ってもらいたい。会合と言っても、それほど何回も使うわけではないのですが、町に余り負担をかけないように、財政課長、ひとつ考えていただきたい。

○議長（瀬川左一君）　12番議員。

○12番（三上正二君）　用途はいいのですけれども、それは公共施設ということで役場のもの、それとも、その町内会に払い下げするのか、どちらですか。

○議長（瀬川左一君）　町長。

○町長（小又 勉君）　公共施設にふさわしくないというか、適さないということであれば、公共施設としてはなかなか微妙なところですが、よくない、そうなってくると、やはり手を挙げてもらって、必要な町内に無償での貸与、こういう形で進めていくのが1番ベストというふうに思います。

○議長（瀬川左一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君）　歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君）　質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君）　討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 39 号令和 2 年度七戸町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 26 議案第 40 号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第 26 議案第 40 号令和 2 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 40 号令和 2 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 27 議案第 41 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 27 議案第 41 号令和 2 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４１号令和２年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２８ 議案第４２号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第２８ 議案第４２号令和２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４２号令和２年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第２９ 議案第４３号

○議長（瀬川左一君） 日程第２９ 議案第４３号令和２年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４３号令和２年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 30 議案第 44 号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第 30 議案第 44 号令和 2 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12 番議員。

○12 番（三上正二君） 町の下水道でも同じだと思いますが、集落もだんだん過疎化で人がいなくなる、それで世帯数が少なくなっています。そうすると、基金と一般財源からの繰り入れのがもっと多くなるのですか。どうなりますか。例えば合併浄化槽であれば、そのまま一つなくなればいいわけですが、まとめてやっているがために、その地域全体で設備を使っている。

戸数が半分になっても施設の維持管理費は同じなのでしょう。足りない分のその負担は残った人たちから多く取るわけにいかないから、町の持ち出しがもっと多くなるという考えですか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、農集排の集落個数が、今後の人口減少、また世帯数がますます減少していくという傾向、まず間違いないと思います。その上で、まず料金収入、当然、維持管理等、通年でいけば同じ額の経費等かかります。

そういったときに、一般会計からの繰入金、当然増える可能性も十分あります。今後は、料金の改定等も行なうことも当然出てくることになります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号令和 2 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 3 1 議案第 4 5 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 3 1 議案第 4 5 号令和 2 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

1 2 番議員。

○1 2 番（三上正二君） 合併した当初の人口ないし世帯数と今現在の世帯数が違っていれば、当然、水道や下水道の収益が変わってくる。先ほどと同じ内容なのだけれども、水道であろうが下水道であろうが、集落の排水であろうが、なんでも同じだけれども、全体で見たとき、細かい数字は要らないけれども、合併したときの人数と今、町の世帯数は一緒ぐらいになっているでしょう。そのときの収益とか、そういう差があって出てきているものなのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭和君） お答えします。

当然ながら、合併してからのその使用料等の経緯を見れば、当然、世帯数等減になっているところがございます。議員おっしゃるとおり、先ほど申しました今後、世帯数、使用料等の低下、当然そういった反映するところが、使用料等の増額改定につながっていきます。時期的に到来するであろう浄水場の建設工事費、これ等も当然考えていかなければならないということであります。また、先般から言われています有収率がかなり低いとの御指摘もあります。そういったときに老朽管の排水管、当然そういった改修等もこれから進めていく上では、今後の上下水道料金、ますます増額の改定等は必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 4 5 号令和 2 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

お昼になりますが、このまま続けますか。午後にしますか。

（「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） それでは、続行させていただきます。

○日程第３２ 議案第５６号

○議長（瀬川左一君） 日程第３２ 議案第５６号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５６号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第３３ 議案第５７号

○議長（瀬川左一君） 日程第３３ 議案第５７号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第５７号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第 3 4 議案第 5 8 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 3 4 議案第 5 8 号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 5 8 号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（天間農業委員会会長 退席）

休憩 午前 1 1 時 5 8 分

再開 午前 1 1 時 5 8 分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第 3 5 議案第 5 9 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 3 5 議案第 5 9 号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（天間農業委員会会長 入場）

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第36 議案第60号

○議長（瀬川左一君） 日程第36 議案第60号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第37 議案第61号

○議長（瀬川左一君） 日程第37 議案第61号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第38 議案第62号

○議長（瀬川左一君） 日程第38 議案第62号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第39 議案第63号

○議長（瀬川左一君） 日程第39 議案第63号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第40 議案第64号

○議長(瀬川左一君) 日程第40 議案第64号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第41 議案第65号

○議長(瀬川左一君) 日程第41 議案第65号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第42 議案第66号

○議長（瀬川左一君） 日程第42 議案第66号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第43 議案第67号

○議長（瀬川左一君） 日程第43 議案第67号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第４４ 議案第６８号

○議長（瀬川左一君） 日程第４４ 議案第６８号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第６８号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第４５ 議案第６９号

○議長（瀬川左一君） 日程第４５ 議案第６９号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第６９号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第４６ 報告第１５号

○議長（瀬川左一君） 日程第４６ 報告第１５号令和元年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第１５号令和元年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

○日程第４７ 報告第１６号

○議長（瀬川左一君） 日程第４７ 報告第１６号令和元年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第１６号令和元年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

○日程第４８ 諮問第１号

○議長（瀬川左一君） 日程第４８ 諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第４９ 諮問第２号

○議長（瀬川左一君） 日程第４９ 諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第２号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第５０ 陳情第２号

○議長（瀬川左一君） 日程第５０ 陳情第２号免税軽油制度の継続を求める陳情書を議題といたします。

審査付託としておりました建設産業常任委員会の委員長により報告を求めます。

附田委員長、演壇にお願いします。

○建設産業常任委員長（附田俊仁君） 陳情審査報告をさせていただきます。

５月２２日の議会運営委員会において、当委員会に付託されました陳情第２号免税軽油制度の継続を求める陳情書の審査結果について報告いたします。

当委員会では、付託を受け、６月２日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重に審議を行ないました。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました陳情の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（瀬川左一君） 建設産業常任委員長の報告がありました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元に配付している陳情審査報告書のとおり、採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

陳情第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第2号免税軽油制度の継続を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○日程第51 発議第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第51 発議第3号七戸町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、本案については提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより本案について採決します。

発議第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第3号七戸町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第52 発議第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第52 発議第4号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

8番議員。

○8番（岡村茂雄君） この意見書、裏面になりますが、地方自治法99条の規定により意見書を提出しますと。「議会議長 瀬川左一」となっていますけれども、私もこれまで意見書を何回も出したのですが、意見書は「七戸町議会」が正しいのではないかなと思い

ます、確認の意味で。この辺は、確認して精査をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 確認しておきます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、本案については提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより本案について採決します。

発議第４号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、発議第４号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第５３ 議員派遣について

○議長（瀬川左一君） 日程第５３ 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和２年第２回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 ０時２４分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年6月5日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員